

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和３年８月２４日（火）午前９時３０分
閉会年月日時刻	令和３年８月２４日（火）午前１１時３１分
開会の場所	邑楽町役場２階２０１会議室
議案事項	議案第２９号 令和２年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について 議案第３０号 邑楽町立小中学校児童生徒学習用情報端末等貸出実施要綱について 議案第３１号 邑楽町立小中学校児童生徒家庭学習用モバイルルーター等貸出実施要綱について
その他	１）令和３年度邑楽町教育費補正予算（案）について ２）令和３年９月行事予定について ３）次回教育委員会について ４）その他
出席者	教 育 長 藤江 利久 委 員 岡田 真幸 委 員 谷津 洋子 委 員 中村 郷志 委 員 橋本 明香
説明員	外部評価委員 大竹 喜代子 学校教育課長 中繁 正浩 生涯学習課長 田中 敏明 教育委員会書記 高橋 克徳

会議録	
議長（藤江）	ただ今より、8月定例教育委員会を開会いたします。 それでは今回の議事録署名人を決定いたします。 中村委員、橋本委員にお願いします。 続きまして、教育長事務報告をさせていただきます。 前回の教育委員会から今日まで、行事予定表を基に主なものを説明させていただきます。 8月1日は三遊亭円楽の独演会があり、楽しませていただきました。会場は7割くらいの入りで少しもったいないと感じました。2日は課長会議があり、同日の午後は非核平和行進の意見交換会に出席しました。6日は一日子ども議会が開かれ、中学生議員の町を思う真剣な質問内容に中学生の逞しさを強く感じました。10日は教育長2期目の辞令交付を受けました。16日は課長会議がありました。18日は教職員の採用一次試験合格者4名のうち3名の面接練習を行いました。また、20日から緊急事態宣言が発令されるということで、臨時校長会を実施しました。この後、両課長より対策について報告をお願いします。20日は学校の相談員及び支援員を対象に、スーパーバイザーの小山田先生を講師に特別支援教育について研修会を行いました。教育長事務報告は以上ですが、両課長より各課のコロナ感染対策についての報告をお願いします。
学校教育課長（中繁）	小中学校の対応につきまして説明させていただきます。8月20日（金）から9月12日（日）までとして、群馬県に緊急事態宣言が発令されました。これを受けて、去る8月18日（水）に町内の小学校及び中学校の校長を招集し、対応について協議いたしました。その結果についてですが、町内の各学校では昨年の緊急事態宣言の後に分散登校を実施した経験から分散登校を実施することは児童生徒の負担が大きく、できれば分散登校は避けたいということ、児童生徒が学校にいる時間を短くしたいこと、学校給食は子どもの栄養摂取に重要な役割を果たしていることなどから、今現在の対応として、緊急事態宣言発令中に分散登校はせず、午前中の授業を行った後に給食を提供して放課、午後の授業を無くすという対応をすることになりました。以上でございます。
生涯学習課長（田中）	生涯学習課の対応につきまして説明させていただきます。群馬県が国の緊急事態宣言の対象地域となったことに伴い、新型コロナウイルス感染

会議録	
	防止対策の一環として、社会教育施設の貸出を休止します。期間は本日 8 月 24 日から 9 月 12 日までとしますが、緊急事態宣言の状況等により、延長する場合があります。対象施設は、3 公民館および社会体育施設、学校体育施設です。9 月 12 日までの期間は施設の貸出を休止し、閉館時間を午後 5 時 30 分とします。日曜日は午後 5 時閉館です。なお、町立図書館につきましては、感染防止対策を徹底しつつ、引き続き開館いたします。以上でございます。
議長（藤江）	追加で説明させていただきます。中体連の新人戦の県大会が中止となりましたので、郡大会も中止になるのではないかと思います。昨年度は、夏の大会が中止となり、その代替えの試合等を県内各地で行いましたが、今回は、そのような指示は今のところありません。また、中学校の修学旅行を 9 月に予定していましたが、こちらは中止とし、各学校で代替え案を日帰りで考え中です。何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次に議事に入ります。最初にお諮りしますが、その他の 1) 令和 3 年度邑楽町教育費補正予算（案）については議会議決案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び第 8 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔異議なし〕
議長（藤江）	異議なしと認め、こちらにつきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。 それでは、はじめに議案第 29 号令和 2 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書についてを議題とします。大竹外部評価委員さんにおかれましては、本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。学校教育課長の説明のあと、大竹様からご意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。それでは、中繁学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	教育委員会の点検評価報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき作成し、議会に提出するとともに公表するものでございます。令和 2 年度の教育委員会の活動を振り返るとともに、邑楽町教育委員会の基本方針である「教育行政方針」について、教育委

会議録	
学 校 教 育 課 長（中繁）	員会が自ら事務の進捗状況について点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を反映させて作成するものでございます。点検評価報告書の内容につきましては、教育委員の皆様には事前にご確認いただいておりますので、こちらの内容で、学識経験者の大竹様からご意見を頂戴し、本日も承認いただければ議会に提出をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
議長（藤江）	それでは、本日も出席いただきました大竹外部評価委員さんからご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
外 部 評 価 委 員（大竹）	外部の立場から評価をさせていただきましたので、今後の参考にさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。 まず「(1)はじめに」ということで、令和2年度においても、コロナの感染状況は収まることはありませんでした。新学期の準備をするも4月11日から5月31日まで再び臨時休校を余儀なくされ、子どもたちは家庭学習となりました。学校では、前年度の休校措置の対策を踏まえ、子どもたちの家庭での学習・生活・保護者との関係づくりなどきめ細かに対応していたことは意義があったと思います。そして、学校が再開してから、各学校ともに詰め込みに走らず、夏休みの短縮、単元の組み合わせや内容の精選を図ったり、重点指導など軽重をつけたりして授業のあり方を工夫しました。群馬県の調査によると、県内すべての小中学校が「学校教育法施行規則」の定める各学年の標準授業時数・内容の9割以上を確保できたと発表しています。学校現場の頑張りが伝わりました。 一方、コロナ禍における子どもへの虐待・DVの問題が増えました。かつてないほどの増加であり、邑楽町も例外ではありません。先生方には、子どもたちに対するきめ細かな観察や情報に心を留め、教職員が一丸となって家庭や地域と連携を図りながら、早めの対応をしていただければと思っています。 次に「(2)邑楽町の教育行政の更なる向上を願って」ということで申し上げます。邑楽町の教育行政の柱として、学校教育・社会教育において「郷土を愛し、人と人がつながり、生き生きと高め合う教育」を推進することを掲げています。それを受け、基本理念として①「知性」②「人間性」③「心身の健康」の育成の3点をポイントとして教育委員会の方針の下に各学校や社会教育施設が目標を立て、課題解決に努めてきました。

会議録

「おうら生き生きプラン」や「邑楽町、みんなで守ろう 5 つの取組 ケータイ・スマホの『か・き・く・け・こ』」を邑楽町独自に作成配布し、学校・家庭・地域が連携を図りながら教育行政方針の具現化に努めていることは意義のあることと思います。これからも地域とともに取り組んでいくことが大事だと思いますので、今後も続けていてもらいたいと思います。

次は「(3)学校教育について」です。

大事なことは、リーダーは何をなすべきか、リーダーがビジョンを持ってどういう方向で教育を考えていくかということです。令和 2 年度は、各学校がコロナ禍の中で衛生管理を徹底しながら、特色ある学校づくりに向け取り組んできたということは評価できます。

どんな状況下においても、校長は、魅力的で特色ある学校づくりについて、「どんな学校を創りたいか」「どんな子どもたちを育てたいのか」「教職員はどうあるべきか」「保護者とどういう関係を結んでいくのか」「そのために職員とともに何をすべきか」などについて、明確な目標を立て、子どもたち・教職員・保護者・地域に発信をしていくことが必要です。今後もリーダーシップの発揮を期待しています。

現在の学校現場は、ICT 化や新しい教育課程の計画・授業改善などやるべきことがたくさんありますので、教職員の多忙感や負担感の軽減に向けて、今後とも更なる対策をお願いします。

基本理念の①「知性」として、確かな学びの育成についてご説明します。コロナ禍における休校中の対策として、家庭学習においてスタディサブリによるオンライン学習の活用など各学校が工夫し、子どもたちの学びの保障につながったと思います。

令和 2 年度中に一人一台ずつのパソコン、学級用の電子黒板の設置など学校の ICT 化が進められました。しかし、活用能力に教師間の差が懸念されますので各教師の ICT 活用力の向上を望みます。

各学校ともに、文部科学省が求める「主体的・対話的で深い学び」の実践に向け、課題解決的学習や授業方法について、組織をあげて工夫・改善している様子がうかがえました。また、数年前から取り入れている小学校における教科担任制の定着により、教師の専門性や特技が発揮され、授業の質が向上し、学力向上につながっていると思います。

邑楽町は、ALT の全校配置や中学校英語教諭の小学校兼務が、英語の教科

会議録

化に大いに貢献していると考えます。また、多くの学校指導助手や支援員などを町費で学校に配置し、きめ細かな対応をしていると思います。続きまして、基本理念の②「人間性」として、豊かな心の育成についてです。

平成 29 年度から 3 年間、国と県から「道徳教育総合支援事業」の委託を受け、現在も授業の改善が進められています。道徳の授業改善に努め、研究してきたことで各校教職員の道徳に対する意識改革・授業改善が推進され、児童生徒の心の成長につながっていると思います。

生涯学習課との連携による「邑楽町いじめ防止子ども会議」については、コロナ禍のためにオンライン開催により、各学校のいじめ問題の取組を紹介し合いましたが、継続して開催していることは意義あることだと思います。学校・地域関係者でいじめ問題を考える機会をもったことは高く評価いたします。邑楽町独自で家庭・地域に配布している「ケータイ・スマホの『か・き・く・け・こ』」は、SNS から子どもを守るために有効であり、今後とも活用していくよう要望します。

人権教育に関しては、正しい知識を持ち、言動で示しながら更に人権感覚を高め、町全体で人権教育を推進していくことを願っています。

発達障がいに関しては、教職員や保護者が正しく理解し、障がいに応じた支援を充実していただくようお願いします。

続きまして、基本理念の③「心身の健康」として、たくましく生きるための健康な体についてです。

「生きる力をはぐくむ歯と口の健康づくり推進事業」に係る口腔衛生に長柄小学校と邑楽南中学校の 2 校が取り組みました。児童生徒、保護者の意識高揚にもつながり、将来に向けての有意義な健康教育であったと考えます。

体力向上については、コロナ禍の影響により体力低下も見られると思いますので、学校・家庭・地域で連携して運動量の確保・体力向上に努める必要があると考えます。

子どもの安全については、大人が子どもの安全を守ることと、子どもが自分自身で危機意識を高めることが必要です。児童生徒自らが危険を予測し、回避する能力を身につける必要がありますので、今後も危機意識を高める指導を定着するよう願っています。

コロナ禍の中で、給食指導には特に留意していました。正しい知識と対

会議録

策により予防に努め、令和 2 年度は給食からの感染がなかったのは安堵しました。引き続き「安全、安心でおいしい給食」をお願いします。

次に、社会教育についてです。

これまで邑楽町の社会教育は、「世代と人がつながる生涯学習社会」を目指して 4 つの目標を掲げ、中央公民館を核として町内の施設が役割分担をしながら、町民の学習の願いを職員が受け止め事業の展開を図ってきました。しかし、令和 2 年度は、前年度に引き続きコロナ禍のため活動の中止や延期が相次ぎ、思うように事業ができませんでした。そのため、コロナ感染拡大防止のために芸術文化事業の主催者に対し、町から一事業につき 5 万円の邑楽町芸術文化事業持続化給付金を交付しました。主催者にとって励みになったのではないかと評価します。

まず、目標「町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり」と目標「町民に生きがいと潤いを与える芸術・文化の振興」についてです。

コロナ禍のため、人を集める芸術文化事業は殆ど中止や延期となりましたが、できる範囲の事業を開催し、特に、展示コーナーを工夫して好評を得ていました。

学校と連携した生涯学習の事業として、中学校のダンスの授業と小学校の音楽の授業に専門家の講師を派遣しましたが、指導を受けた子どもたちには力がついたのではないかと思います。

邑楽町の図書館は、県下でも貸出率が高く、評判の良い施設となっています。コロナ禍で大変ですが、これからも充実したサービスをお願いしたいと思います。

昨今は、地域連携が希薄になっています。つながりが減少していく中、今後も生涯学習の学びや集まりを通して、地域の人々の絆づくりや地域の人々が手を差し伸べての子育て支援に役立つことができればと期待するところです。

次に、目標「地域に根を生やした、たくましい青少年の育成」についてです。

各団体において、人数が減ってきている状況ではありますが、学校教育と生涯学習が連携して子どもたちがたくましく豊かに育って、少しでも活気が戻ることを期待します。

次に、目標「町民の健康と明るい生活に寄与する生涯スポーツの推進」についてですが、このことについては参加者の増加、更なる活性化を期待しています。

会議録	
	最後になりますが、令和 2 年度は、コロナ禍に悩まされ十分な学習や活動ができませんでした。そのような中においても教育はすべての土台となりますので、今後も、学校・家庭・地域の連携、融合をもって邑楽町の教育がさらに向上することを期待しています。
議長（藤江）	貴重なご意見ありがとうございました。何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。ないようですので、それでは、議案第 29 号令和 2 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第 29 号令和 2 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について、提案どおりに決定いたします。ここで、大竹外部評価委員さんにはご退席いただきます。本日は、お忙しい中ありがとうございました。 （大竹外部評価委員退室）
議長（藤江）	引き続き会議を進めさせていただきます。次に議案第 30 号邑楽町立小中学校児童生徒学習用情報端末等貸出実施要綱について、中繁学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	この要綱案は、昨年度、国の GIGA スクール構想により各学校に児童生徒一人一台のパソコンを配備しましたが、その端末等を自宅に持ち帰ることができるようにする要綱を定めるものでございます。第 1 条は、この要綱を定める趣旨でございます。この要綱は、児童生徒の情報通信技術を活用した学習を促進し、学力の向上を図ることを目的とし、学習用情報端末とその附属品の貸し出しに関し必要な事項を定めるものでございます。第 2 条は、貸出対象者について定めるものでございます。貸し出す対象は、児童生徒の保護者とするものでございます。第 3 条は、貸出する学習用情報端末の内容と貸出し台数を定めるものでございます。端末本体と AC アダプタ、電源コードを貸し出すものでございます。貸し出しは一人一台とするものでございます。第 4 条は、情報端末を借り受けようとする人は貸出申請書兼同意書を提出しなければならないと定めるものでございます。第 5 条は、情報端末の貸し出しについて、教育長が

会議録	
	審査決定すると定めるものとございます。第 6 条は、貸出期間について定めるものとございます。転校などする場合はその前日までとし、中学 3 年生は卒業までとするものとございます。第 7 条は、情報端末の貸出料について定めるものとございます。情報端末等の貸し出しは無償としますが、その他の電気料など使用に伴う費用は自己負担とするものとございます。第 8 条は、借受者が守るべき事項を定めるものとございます。(1) から (4) までございます。第 9 条は、情報端末等の返却について定めるものとございます。貸出期間の終了又は、貸し出しの決定を取り消されたときは、7 日以内に返却するものと定めるものとございます。第 10 条は、損害賠償等について定めるものとございます。1 項は、情報端末等に起因する事故が発生した場合、町の責に帰する事由を除いて、借受者がその責任を負うものとし、2 項は、端末を無くしたり壊したりした場合、報告書を提出するとともに、原則として借受者に弁償してもらいますが、やむを得ない事由があると教育長が認めるときはこの限りではないとするものとございます。3 項は、情報端末等の返却期限を過ぎても借受者が返却しない場合は、相当額を請求すると定めるものとございます。第 11 条は、委任事項について定めるものとございます。附則として、この要綱は、公布の日から施行するものとございます。別表は、第 3 条関係で、情報端末等の内容を記載してございます。以下、別記様式第 1 号から第 3 号まででございます。以上でございます。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。
教育委員（中村）	セキュリティについてはどのようになっていますか。
学校教育課長（中繁）	まず、不適切なサイトなどへのアクセスを制限するフィルタリングについてですが、「クロームブック」という子どもたちが学校で使用しているパソコンについては、フィルタリングにより制限をしています。家庭にこのパソコンを持ち帰り使用してもこのフィルタリング機能は維持されます。次に、ウイルスなど外部からの攻撃に対する対策についてですが、子どもたちが使用しているクロームブックでは、作成したデータなどは基本的にはクラウド上で安全に管理され、データの破損や紛失も防ぐことができます。

会議録	
教育委員（岡田） 学校教育課長（中繁）	自宅の無線LANにはつながらないのですか。 基本的には、自宅の無線LANにつなげて使用してもらいます。つながる先は、安全に管理されているクラウドになります。ネットにつながりながら使用するというもので、データ等入力するとその時点でクラウドに保存されます。なお、パソコン端末自体の保存容量はそれほど大きくないですが、一時的にパソコン内に保存し、あとでネットにつなげた時にデータをクラウドに移行することもできます。
教育委員（中村） 学校教育課長（中繁）	フィルタリングはアドレスで制限をかけているのですか。 特定のアドレスによる制限のほかにカテゴリの区分による制限もかけられます。
教育委員（岡田） 学校教育課長（中繁）	保護者に貸出をするということになると思いますが、実際には、子どもたちがパソコンを持って帰るということですか。 学校では1人に1台のパソコンを割り当て使用しているので、そのままそのパソコンを子どもたちが持ち帰ることになります。今後、子どもたちがパソコンを持ち帰るようになり、様々なトラブルもあるかと思いますが、保護者の皆様にもご理解、ご協力いただきながら、乗り越えてきたいと考えています。
議長（藤江）	ほかにありますか。ないようですので、議案第30号邑楽町立小中学校児童生徒学習用情報端末等貸出実施要綱について、ご承認いただけますでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第30号邑楽町立小中学校児童生徒学習用情報端末等貸出実施要綱について、提案どおりに決定いたします。 次に、議案第31号邑楽町立小中学校児童生徒家庭学習用モバイルルーター等貸出実施要綱について、中繁学校教育課長より説明をお願いします。

会議録

学校教育課
長（中繁）

この要綱案は、学習用情報端末を自宅で使用するための環境が整っていない家庭に対し、教育委員会で所有するモバイルルータを貸出することができるように要綱を定めるものでございます。第 1 条は、この要綱を定める趣旨でございます。この要綱は、学習用情報端末を活用した学習の促進を図るため、家庭に無線インターネット環境が確保されていない児童生徒の保護者に対し町教育委員会のモバイルルータとその附属品の貸し出しに関し必要な事項を定めるものでございます。第 2 条は、貸出対象者について定めるものでございます。貸し出す対象は、家庭に無線インターネット環境が確保されていない児童生徒の保護者で、一定の条件を定めるものでございます。第 3 条は、貸出するモバイルルータ等の内容を定めるものでございます。モバイルルータと説明書、AC アダプタと電源コードを貸し出すものでございます。第 4 条は、モバイルルータ等を借り受けようとする人は貸出申請書を提出しなければならないと定めるものでございます。第 5 条は、モバイルルータ等の貸し出しについて、教育長が審査決定すると定めるものでございます。第 6 条は、貸出期間について定めるものでございます。町立小中学校に在籍中で、家庭に無線インターネット環境が整備されるまでの間、1 世帯に 1 台貸し出すものでございます。第 7 条は、モバイルルータ等の貸出料について定めるものでございます。モバイルルータ等の貸し出しは無償としますが、その他の電気料など使用に伴う費用は自己負担とするものでございます。ただし、その通信料は教育委員会が負担するものでございます。第 8 条は、借受者が守るべき事項を定めるものでございます。(1) から (5) まででございます。第 9 条は、貸し出しの取り消しについて定めるものでございます。不正な手段により貸し出しの決定を受けた時、法令やこの要綱に違反した時、その他教育長が不適当と認めた時に貸出決定の取り消しができるとするものでございます。この場合は、教育長から通知するものとします。第 10 条は、モバイルルータ等の返却について定めるものでございます。貸出期間の終了、児童生徒が町立小中学校に在籍しなくなった時、貸出対象者に該当しなくなった時、貸し出しの決定を取り消された時は、7 日以内に返却するものと定めるものでございます。第 11 条は、損害賠償等について定めるものでございます。1 項は、モバイルルータ等に起因する事故が発生した場合、町の責に帰する事由を除いて、借受者がその責任を負うものとし、2 項は、モバイルルータ等を無くしたり壊したりした場合、報告書を提出するとともに、原則として借受者に弁

会議録	
	償してもらいますが、やむを得ない事由があると教育長が認めるときはこの限りではないとするものでございます。3 項は、モバイルルータ等の返却期限を過ぎても借受者が返却しない場合は、相当額を請求すると定めるものでございます。第 12 条は、委任事項について定めるものでございます。附則 1 として、この要綱は、公布の日から施行するものでございます。附則 2 として、貸出対象者の特例について定めるものでございます。第 2 条第 1 項に該当しない保護者であっても、家庭に無線インターネット環境が確保されていなければ、令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日までの間に限り、貸出対象者とするものでございます。別表は、第 3 条関係で、モバイルルータ等の内容を記載してございます。以下、別記様式第 1 号から第 6 号まででございます。以上でございます。
教育委員（中村）	スマホによるデザリングでも可能ですか。
学校教育課長（中繁）	パソコンが家庭で利用できる状態であれば、スマホによるデザリングでも大丈夫ですが、親のスマホでは、仕事で家にいないときは、使用できなくなってしまいます。
議長（藤江）	ほかにありますか。ないようですので、議案第 31 号 邑楽町立小中学校児童生徒家庭学習用モバイルルーター等貸出実施要綱について、ご承認いただけますでしょうか。
	（賛同の声あり）
議長（藤江）	議案第 31 号 邑楽町立小中学校児童生徒家庭学習用モバイルルーター等貸出実施要綱について、提案どおりに決定いたします。 次に、その他の 2) 令和 3 年 9 月行事予定について、中繁学校教育課長・田中生涯学習課長より説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	学校教育課の 9 月の主な予定行事を読みあげる。
生涯学習課長（田中）	生涯学習課の 9 月の主な予定行事を読みあげる。

会議録	
議長（藤江）	何かご質問等ありますか。ないようですので、その他の 3) 次回の教育委員会についてですが、9 月 28 日（火）午前 9 時 30 分からでお願いしたいのですが、どうでしょうか。 （賛同の声あり）
議長（藤江）	それでは次回の教育委員会は 9 月 28 日（火）午前 9 時 30 分から行うことに決定しました。その他として皆さんから何かございますか。ないようですので、以上で公開案件は終わりにします。 次に非公開案件に入ります。その他の 1) 令和 3 年度邑楽町教育費補正予算案についてを議題とします。 以下非公開 以上で 8 月の教育委員会を閉会します。